

## 老人保健施設の設備及び運営に関する基準（答申）

昭和63年2月29日  
中央社会保険医療協議会

厚生省発健医第51号  
昭和63年2月25日

中央社会保険医療協議会  
会長 円城寺 次郎 殿

厚生大臣 藤本 孝雄

### 諮 問 書

老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の2第5項及び第46条の8第6項の規定に基づき、老人保健施設療養費の額並びに老人保健施設の設備及び運営に関する基準（施設療養の取扱いに関する部分に限る。）を別紙1及び別紙2により定め、昭和63年4月1日から実施することについて、貴会の意見を求めます。

昭和63年2月29日

厚生大臣 藤本 孝雄 殿

中央社会保険医療協議会  
会長 円城寺 次郎

### 答 申 書

昭和63年2月25日厚生省発保第18号及び厚生省発健医第51号をもって諮問のあった件については、諮問のとおり昭和63年4月1日から実施することを了承する。

## 別紙1

### 老人保健施設療養費の額（案）

老人保健施設療養費の額は、別表により算定した額とする。

#### 別表

##### 老人保健施設療養費額算定表

#### 通則

1. 老人保健施設の入所者に係る老人保健施設療養費の額は、第1の1により算定される額に第1の2及び3により算定される額を加えた額とする。ただし、月の途中で老人保健施設に入所し又は退所した入所者に係る当該月の分の老人保健施設療養費の額は、次の算式により算定した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

第1の1（注3を除く。）により算定される額 ×  $\frac{\text{当該月の入所日数}}{30} + \text{第1の1の注3により}$

加算される額 + 第1の2及び3により算定される額

2. 老人保健施設の通所者に係る老人保健施設療養費の額は、第2に掲げる額とする。

#### 第1. 入所者施設療養費

##### 1. 入所者基本施設療養費

1月につき210,000円

注1. 入所者に対して、施設療養を行ったときに算定する。

2. 別に厚生大臣が定める施設基準に適合していると都道府県知事が認める老人保健施設において、寝たきりの状態にない痴呆性老人である入所者に対して、施設療養を行った場合に、所定額に1月につき15,000円を加算する

3. 入所の日から起算して14日以内に退所し、

家庭において療養する者については、退所したときに、1,000円に当該退所した者の入所日数を乗じて得た額を加算する。

4. 老人保健施設がみだりに往診を求め、又は通院させた場合における当該入所者については、別に厚生大臣が定めるところにより算定する。

##### 2. 退所時施設療養費

入所期間が14日を超える入所者が退所し、家庭において療養を継続する場合において、次に掲げる施設療養を行ったとき算定する。

イ. 退所時情報提供 4,600円

注. 入所者の退所時に、病院又は診療所（当該老人保健施設と同一敷地内にある病院又は診療所その他これに準ずる病院又は診療所を除く。）に対して、当該退所する者の同意を得て、診療状況を示す文書を添えて当該退所する者の紹介を行った場合に、退所する者1人につき1回に限り算定する。

ロ. 退所時指導 3,200円

注. 入所者の退所時に、当該退所する者及びその家族等に対して退所彼の療養上の指導を行った場合に算定する。

##### 3. 緊急時施設療養費

入所者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる施設療養につき算定する。

イ. 緊急時治療管理 1日につき3,000円

注1. 入所者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行った場合に算定する。

2. 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3. 同一の入所者について1月に1回を限度として算定するものとする。

ロ．特定治療

老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（昭和58年1月厚生省告示第15号）別表第三老人診療報酬点数表（乙）（以下「老人診療報酬点数表（乙）」という。）第1章において、老人保健法第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定される処置、理学療法、手術、麻酔又は放射線治療（別記に掲げるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人診療報酬点数表（乙）第1章に定める点数を10円に乗じて得た額を算定する。

第2．老人保健施設デイ・ケア施設療養費

1日につき3,200円

注．通所者に対し老人保健施設デイ・ケアによる施設療養を行ったときに算定する。

別記

1．老人診療報酬点数表（乙）第1章第1節により点数の算定される処置及び理学療法

2．老人診療報酬点数表（乙）第1章第2節においてその例によることとされる健康保健法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（昭和33年6月厚生省告示第177号）別表第四診療報酬点数表（乙）（以下「診療報酬点数表（乙）」という。）に掲げる診療のうち次に掲げるもの

(1) 次に掲げる処置

一般処置のうち次に掲げるもの

イ．創傷処置（身体の大部にわたる範囲のもの（じよく瘡に係るものを除く。）を除く。）

ロ．湿布処置

ハ．腰椎穿刺

ニ．胸腔穿刺（洗浄，注入及び廃液を含む。）

ホ．人口気胸（排気を含む。）

ヘ．腹腔穿刺（人口気腹，洗浄，注入及び廃液を含む。）

ト．略痰吸引

チ．持続的胸腔ドレナージ

リ．胃持続ドレナージ

又．持続的腹腔ドレナージ

ル．浣腸

ヲ．高位浣腸（高压浣腸，洗腸及び排便を含む。）

ワ．注腸

カ．吸入

ヨ．酸素吸入

タ．酸素テント

レ．間歇的陽圧吸入法

ソ．食道ブジー法

ツ．直腸ブジー法

ネ．肛門拡張法（徒手又はブジーによるもの）

ナ．胃・十二指腸ゾンデ法

ラ．ミラー・アポット管（イレウス管）挿入法

ム．痔疾薬物根本療法

ウ．漏血

ヅ．非運納性ヘルニア徒手整復法

ノ．痔核欣頓整復法

救急処置のうち次の掲げるもの

イ．救命のための気管内挿管

ロ．人工呼吸

ハ．非開胸的心マッサージ

ニ．気管内洗浄

ホ．胃洗浄

ヘ．ショックパンツ

皮膚科処置のうち次に掲げるもの

イ．皮膚科軟膏処置

ロ．いぼ焼灼法

泌尿器科処置のうち次に掲げるもの

イ．膀胱穿刺

ロ．陰嚢水腫穿刺

ハ．尿道洗浄（薬液注入を含む。）

ニ．膀胱洗浄（薬液注入を含む。）

ホ．腎盂洗浄

ヘ．留置カテーテル設置

ト．導尿

チ．尿道ブジー法

リ．蕨頓包茎整復法（陰茎絞扼等）

又．尿道側管治療

ル．前立腺按摩

ヲ．前立腺冷温楊

ワ．下府処置

産婦人科処置のうち次に掲げるもの

- イ．腔洗浄（熱性洗浄を含む。）
- ロ．子宮腔洗浄（薬液注入を含む。）
- ハ．子宮頸管内への薬物挿入法
- ニ．子宮出血止血法（分娩以外のものに限る。）

眼科処置のうち次に掲げるもの

- イ．眼処置（洗眼，点眼，片眼帯及び巻軸帯を必要とする処置を含む。）
- ロ．霰粒腫の穿刺
- ハ．睫毛抜去（多数）
- ニ．鼻涙管プジー法（洗浄を含む。）
- ヘ．蒸気筆法・熱気電法

耳鼻咽喉科処置のうち次に掲げるもの

- イ．耳処置（点耳，耳浴，耳洗浄，簡単な耳垢栓除去及び片耳帯を含む。）
- ロ．耳管処置（耳管通気法，鼓膜マッサージ及び鼻内処置を含む。）
- ハ．鼻処置（鼻吸引，鼻洗浄，単純鼻出血及び鼻前庭の処置を含む。）

- ニ．口腔，咽頭処置
- ホ．喉頭処置（喉頭注入及び口腔・咽頭処置を含む。）

- ヘ．鼓室穿刺
- ト．上顎洞穿刺
- チ．唾液腺管洗浄
- リ．副鼻腔洗浄（注入を含む。）
- ヌ．腺窩（陰窩）洗浄
- ル．鼓室洗浄
- ヲ．鼻出血止血法（ガーゼタンポン又はバルーンによるもの。）
- ワ．耳管プジー法（通気法又は鼓膜マッサージの併施を含む。）
- カ．唾液腺管プジー法
- ヨ．耳垢栓除去（複雑なもの）
- タ．ネブライザー
- レ．超音波ネブライザー

整形外科の処置

栄養処置のうち次に掲げるもの

- イ．鼻腔栄養
- ロ．滋養浣腸

(2) 次に掲げる理学療法

- イ．運動療法

ロ．作業療法

- ハ．消炎・鎮痛を目的とする理学療法
- ニ．牽引療法（観血的に行った場合の手技料を含む。）のうち介連牽引
- ホ．言語療法
- ヘ．視能訓練

(3) 次に掲げる手術

- イ．皮膚切開のうち長径20センチメートル未満のもの
- ロ．創傷処理（長径5センチメートル以上で筋肉，臓器に達するものを除く。）
- ハ．デブリードマン（1指（手又は足）若しくは3指（手又は足）又は手及び指若しくは足及び指にわたる範囲のものに限る。）
- ニ．皮膚，皮下腫瘍摘出術（露出部以外）のうち長径3センチメートル未満のもの
- ホ．皮膚，皮下腫瘍摘出術（露出部）のうち長径2センチメートル未満のもの
- ヘ．壊痕手術
- ト．爪甲除去術
- チ．顎関節脱臼非観血整復術
- リ．鼻内異物摘出術
- ヌ．血管露出術
- ル．咽頭異物摘出術
- ヲ．尿道周囲膿瘍切開術
- ワ．バルトリン腺膿瘍切開術
- カ．結膜異物除去術
- ヨ．結膜結石除去術
- タ．眼陰膿瘍切開術
- レ．麦粒腫切開術
- ソ．マイボーム腺切開術
- ツ．マイボーム腺梗塞摘出術
- ネ．随毛電気分解術（毛根破壊）
- ナ．外耳道異物除去術（極めて複雑なものを除く。）

(4) 次に掲げる麻酔

- イ．迷もう麻酔
- ロ．静脈麻酔
- ハ．上・下肢伝達麻酔
- ニ．球後麻酔及び顔面・頭頸部の伝達麻酔（瞬目麻酔及び眼輪筋内浸潤麻酔を含む。）
- ホ．神経ブロック（局麻剤使用）のうち頸・胸・腰傍脊椎神経ブロック，上喉頭神経ブ

## 老人保健施設の設備及び運営に関する基準（答申）

ロック，肋間神経ブロック，腸骨下腹神経ブロック，腸骨鼠径神経ブロック，大腿神経ブロック，坐骨神経ブロック，陰部神経ブロック，経仙骨神経ブロック，後頭神経ブロック  
へ．神経幹内注射

ト．硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続的注入

(5) (1) から (4) までに掲げる処置，理学療法，手術又は麻酔に最も近似するものとして診療報酬点数表（乙）により点数の算定される特殊な処置，理学療法，手術及び麻酔

## 別紙2

### 老人保健施設の設備及び運営に関する基準 （施設療養の取扱いに関する部分に限る。）（案）

#### 1．入退所

老人保健施設は，その身体の状態及び病状に照らし施設療養の提供が必要であると認められる入所申込者を老人保健施設に入所させるものとする。

老人保健施設は，入所申込者が必要とする介護の程度が重いことをもって入所を拒んではならない。

老人保健施設は，入所申込者の入所に際しては，その者の病歴，家族状況等の把握に努めなければならない。

老人保健施設は，入所者申込者の病状が重いため老人保健施設への入所が不適切であると認められた場合には，適当な病院又は診療所を紹介しなければならない。

老人保健施設は，入所者の身体の状態及び病状に照らし，定期に入所の継続の可否を判定しなければならない。

老人保健施設は，入所者の退所に際しては，本人又はその家族等に対する適切な指導を行うとともに，退所後の担当医師に対する情報の提供，老人保健施設デイ・ケアによるサービスの提供及び保健サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

老人保健施設は，入退所の判定に当たっては，医師，看護婦，相談員指導等の職員の協議により対応するよう努めなければならない。

から まで，及び の規定は，通所申込者及び通所者について準用する。

#### 2．受給資格の確認

老人保健施設は，老人保健施設療養費に係る施設療養を受けることを求められた場合には，その者の提示する健康手帳によって老人保健施設療養費に係る施設療養を受ける資格があることを確かめなければならない。

#### 3．施設療養の記録の記載

老人保健施設は，入所者等に対して行った老人保健施設療養費に係る施設療養に関し，その者の健康手帳の医療に記録に係るページに必要な事項を記載しなければならない。

#### 4．文書の交付

老人保健施設は，老人保健施設療養費に係る施設療養を受けている入所者を老人保健法（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第25条第3項に規定する保険医療機関等又は法第31条の2第1項に規定する特定承認保険医療機関等に通院させ，法の規定による医療又は特定療養費に係る療養（歯科に係るものを除く。）を受けさせる場合には，当該入所者が当該老人保健施設の入所者であることを示す文書を当該入所者に交付しなければならない。

#### 5．通知

老人保健施設は，老人保健施設療養費に係る施設療養を受けている入所者等がいずれかに該当する場合には，遅滞なく意見を付してその旨を当該入所者等の居住地を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。）に通知しなければならない。

イ．退所が可能と認められたとき。

ロ．闘争，泥酔又は著しい不行跡によって疾病にかかり，又は負傷したと認められるとき。

八．正当な理由なしに施設療養に関する指示に従わないとき。

二．偽りその他不正の行為によって老人保健施設療養費の支給を受け，又は受けようとしたとき。

## 6．施設療養の取扱方針

施設療養は，寝たきり老人等の心身の特性を踏まえて，入所者等の療養上妥当適切に行われなければならない。特に，療養上の目標を設定し，漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。

## 7．診療の方針

医師の診療の方針は，次に掲げるところによるものとする。

イ．診療は，一般に医師として診療の必要があると認められる疾病又は負傷に対して，的確な診断をもととし，療養上妥当適切に行う。

ロ．診療に当たっては，懇切丁寧を旨とし，療養上必要な事項は理解しやすいように指導を行う。

ハ．診療に当たっては，常に医学の立場を堅持して，入所者等の心身の状態を観察し，老人の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して，心理的な効果をあげることができるよう適切な指導を行う。

ニ．常に入所者等の病状及び心身の状態並びに日常生活及び家庭環境の的確な把握に努め，本人又はその家族等に対し，適切な指導を行う。

ホ．検査，投薬，注射，処置等は，入所者等の病状に照らし妥当適切に行う。

ヘ．特殊な療法又は新しい療法等については，別に厚生大臣が定めるもののほか行ってはならない。

ト．別に厚生大臣が定める医療品以外の医療品を入所者等に施用し，又は処方してはならない。

## 8．必要な医療の提供が困難な場合の措置等

老人保健施設の医師は，入所者の病状からみて当該老人保健施設において自ら必要な医療を

提供することが困難であると認めたときは，協力病院その他適当な病院若しくは診療所への収容のための措置を講じ，又は他の医師の対診を求め等診療について適切な措置を講じなければならない。

老人保健施設の医師は，みだりに入所者のために往診を求め，又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

老人保健施設の医師は，入所者のために往診を求め，又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には，当該病院又は診療所の医師に対し，当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

老人保健施設の医師は，入所者が往診を受けた医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし，その情報により適切な診療を行わなければならない。

## 9．機能訓練

機能訓練は，入所者等の心身の諸機能の改善又は維持を図るために，計画的に行わなければならない。

## 10．看護及び介護

看護及び介護は，入所者等の病状，心身の状態等に応じ適切に行うとともに，その日常生活の充実に資するよう行わなければならない。

## 11．食事等

入所者等の食事は，栄養並びに入所者等の身体の状態，病状及び時好を考慮したものとするとともに，適切な時間に行われなければならない。

老人保健施設は，1週間に2回以上，入所者を入浴させ，又は清拭しなければならない。

老人保健施設は，おむつを使用しなければならない入所者等のおむつを適切に取り替えなければならない。